

平成27年6月10日

於・1002会議室（10階）

第1020回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
(1) 平成26年度電波の利用状況調査の評価について (諮問第15号)	1
3. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信 用地上基幹放送局の予備免許について (諮問第16号)	14
(2) 日本放送協会所属基幹放送局の中波放送を行う基幹放送局の電気 通信設備の変更について (諮問第17号)	26
4. 閉 会	30

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

総合通信基盤局の職員に入室するようにご連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局関係)

(1) 平成26年度電波の利用状況調査の評価について (諮問第15号)

○前田会長 それでは審議を開始いたします。

最初に諮問第15号、平成26年度電波の利用状況調査の評価について、田原電波政策課長から説明をお願いいたします。

○田原電波政策課長 諮問第15号説明資料という横紙のパワーポイントを中心に説明させていただきたいと思っております。

電波の利用状況調査でございますが、おめくりいただいて1ページ目でございます。毎年やっているものでございますが、3,000GHz以下の周波数の電波の利用状況調査ということで、周波数帯を714MHz以下、714MHzを超えて3.4GHz以下、3.4GHzを超える周波数、この3つに分けて実施しているものでございます。今回諮問させていただくのが、26年度に実施した調査の評価の結果ということでございまして、714MHz以下が調査対象になってございます。これにつきましては、本日も審議いただいて、その結果、ご答申いただければ公表していくことになります。

2ページ目でございますけれども、この調査でございますが、電波法第26

条の2に基づいて実施するものでございます。調査対象といたしましては、26年3月3日現在で、714MHz以下の周波数を利用する無線局ということでございますが、局数といたしましては、332.7万局でございます。複数の周波数区分を使っている場合は、ダブルカウントになりますので実際の局数よりは多くなってございますけれども、3年前の調査に比べますと、局数としては大体7.4万局ぐらい増えているということでございます。免許人の数でございますけれども、136.8万人ということで、こちらについては7万人ぐらい減っているという状況になってございます。調査につきましては、全国11の総合通信局等の管内ごとに無線局数等の集計を行い、また、免許人の皆さんに対して、使用実態ですとか電波の有効利用技術の導入予定等、幾つかの質問をし、回答を集計して、その結果とあわせて技術動向などを踏まえた上で評価結果を取りまとめているというものでございます。

おめぐりいただいて3ページ目で、全般でございます。無線局でございますけれども、各管内では関東が一番多く、全体の約3割ということになります。全体的には、関東、東海、近畿、四国を除き無線局数は減少傾向とありますけれども、アマチュア局がこの周波数帯では多くございまして、全体で129万4,000局以上あるわけでございますが、23年度に比べて大体6万9,100局減少しているというような状況でございます。一方で、アマチュア局を除いた数については全国的に見ると、23年度と比べて7.9%増という形で、アマチュア局以外が増加しているという状況でございます。

714MHz以下をさらに幾つかの周波数ブロックに分割して分析しておりますけれども、まず一番下、26.175MHz以下の周波数帯ということで4ページ目でございます。こちらでございますけれども、中波・短波のラジオ、航空無線、船舶用無線などで使われております。一番多いのは、「陸上・その他」の98%でございますけれども、これのほとんどはアマチュア局でございます。

アマチュア局を除いて分析しますと、23年度から比べて272局、約5%減少しているということでございます。ただ、こちらにつきましては、先ほど申し上げた中波・短波放送ですとか、航空機、船舶、測位といった従来から使われている大事な無線局が非常に多いということでございます。さらにはWRC-12では、新たに国際的に海洋レーダーに対する周波数の割当てが行われまして、その導入に向けて制度を整備しておりますので、こういった新たな利用ニーズも出てきているということからも、全体としては適切に利用されているのではないかという評価でございます。

5ページ目が次の周波数帯、26.175MHzから50MHz以下の周波数帯でございます。こちらにつきましても、4分の3以上、約83%を占めるのが「陸上・その他」のアマチュア局になってございます。その次に多いのは、「海上・船舶通信」と書いてある部分でございますけれども、こちらについては、漁業用無線として従来から広く使われているものが中心でございます。アマチュア局を除いて分析しますと、約5,000局、1割弱程度、局数としては減少してございます。ただし、漁業用無線等を中心に引き続き広く使われているということから、利用は適切なのではないかという評価でございます。

一方で、港湾でのコンテナ荷役用無線というのがございまして、26MHz帯を使っておりますが、こちらについては既に無線局がないという状況でございますので、割当てを見直していくことが適当であるという評価になってございます。

6ページ目が、50MHzを超えて222MHz以下の周波数帯でございます。こちらにつきましては、様々な業務用無線ですとか、マルチメディア放送などに使われている周波数帯でございますが、こちらについても、一番多いのが「陸上・その他」とあって、アマチュア局が約3分の2超、77.2%を占め、150MHz帯の簡易無線局が12万4,000局弱ぐらい占めてございます。

ので、こちらが中心になっております。その次に多いのが、4分の1程度、23.7%ございますけれども、「陸上・自営（主に公共分野）」と書いてある消防無線等の分野でございます。その他、防災行政無線などに広く使われているというところでございます。アマチュア局を除いて評価しますと若干6%程度減少しているというところがございます。利用全体としては消防・防災行政無線、あるいは航空・海上無線、放送等重要な無線局で使われているということから、減少傾向にはあるものの適切に利用されているという評価をいたしておりますが、現在150MHz帯を使っている防災行政無線、消防無線は、260MHz帯に移行しているところがございますので、無線局の減少傾向はしばらく続くのではないかと見ております。

一方で、150MHz帯の列車無線ですが、首都圏の過密ダイヤ等で通信環境の高度化が望まれているということがございまして、列車無線のニーズが増えているということがございます。ただ、周波数が足りないということから、狭帯域デジタル化を進めていく必要があるであろうということがございます。同じように、放送業務用連絡無線として160MHz帯が使われておりますけれども、こちらについても事業用のニーズが多く、チャンネルが足りないということから、同様に狭帯域デジタル化を進めていくことが望ましいとしております。

7ページ目でございますけれども、222MHzを超えて335.4MHz以下の周波数でございます。こちらの周波数帯については他の区分と違いまして、アマチュア局が存在しないということが特徴でございます。先ほど申し上げましたけれども、防災行政無線、消防無線が260MHz帯へ移行中ということでございまして、局数が約4万1,000局増えているということがございます。こちらにつきましても、消防・防災行政無線、船舶、航空機等、従来から使われている重要な無線局が多いということがございますので、適切に利用されて

いるのではないかという評価でございます。

一方で、280MHz帯のページャーですけれども、携帯電話が普及する前は広く使われておりましたが、その後、携帯電話の普及とともに一気に減り、かなりユーザーも減っているということでございます。23年に比べて3局減って現在29局ということで、だんだん落ち着いてきているところではございますが、当初からかなり局数が減っているということから、割当ての帯域幅を見直すことが適当であるとしております。

一方で、昨今のIoT等のニーズの高まりということから、広い地域に対してのセンサーネットワークのニーズもあるということがいろいろ言われております。そういった技術試験等も実施しているところでございますけれども、広域向けのセンサーネットワークに必要な周波数の確保ということについても併せて検討していくことが適当ではないかとしております。

最後の8ページ目でございますが、335.4MHzを超え714MHz以下の周波数帯ということで、広くテレビ放送等に使われている帯域でございます。局数として全体の67%ぐらいを占めるのは、やはり「陸上・その他」という区分でございまして、一番多いのが簡易無線局でございます。また、アマチュア局もこの区分のうちの約35%、40万局程度存在するというところでございます。こちらについては、簡易無線局のニーズが増えているということもございまして、アマチュア局を除いて見ますと、約15万局、前回の調査より増えているという状況でございます。

一方で、評価結果のポイントにございますが、350MHz帯においてマリンホンという船舶向けの無線通信用のシステムが使われております。こちらについては減少傾向が続いているということで、1,328局とございますけれども、前回に比べると732局減少したということでございまして、北海道、東北等限られた地域での利用が中心になってきているということもございまして

ので、他の無線システムによる代替を検討していくことが望ましいのではないかと評価しております。その他、400MHz帯のタクシー無線、あるいは簡易無線でございますけれども、こちらについては、従来からデジタル化を推進しているところでございますので、引き続きデジタル化を推進することが適当であるということでございます。さらに、先ほど150MHz帯でも申し上げましたけれども、こちらの周波数でも列車制御システムのニーズがあるということですので、400MHz帯の割当てについて検討していくことが適当ではないかとしているところでございます。

以下、参考資料でございます。この調査結果の評価につきまして、パブリックコメントを4月10日から5月14日まで実施いたしました。結果、個人から3件、通信事業者から2件の意見が提出されておりますけれども、いずれも内容について修正に至るようなものではないと判断しております。参考、あるいはご意見として承るといものが中心でございますので、結果の変更はいたしておりません。

あわせて、ご参考でございますけれども、調査票を配ってやる調査のほかに、電波監視のシステムを使って、実際にどう電波が発射されているのかという調査を25年度から実施しております。今回26年度の調査では、4つの周波数帯についてのそれぞれの対象システムについて、1日間どういうふうに電波が使われているのかというものを調査してございます。

簡単にご紹介させていただきますと、150MHz帯の簡易無線局でございますが、千葉県の市原市を対象に発射状況を監視システムで1日モニターしておりますけれども、1日にわたって少しずつですけれども全般に満遍なく使用されているというような状況でございます。

400MHz帯の地域振興用の無線、これは地方振興で自治体とか地域の団体が皆さんで共同利用する無線システムがございます。こちらの実施した場所

は札幌市になりますけれども、こちらについても割り当てられたチャンネルについて、集中的に、1日中使っているということでございます。時間帯によって使ったり使っていないかったりというような状況も分かります。こういった発射状況調査をもっと積極的に活用していくべきであるとする、電波政策ビジョン懇談会でのご意見等も頂戴していますので、今後の調査では引き続き活用法について考えていきたいところでございます。

私からのご説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○前田会長 どうもありがとうございました。

それでは本件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ。

○村田委員 2点ありまして、1点は、今回の大きなことがまとめてある2ページ目のところで、前回の調査に比べて約7万件無線局が減った、大半はアマチュア無線が減ったらしいということは分かりましたけれども、アマチュア無線の減少というのは、3年ごとの調査、例えば前回の平成23年とか、平成20年とかも大体減っていったという状況なのですかね。

○田原電波政策課長 先ほど申し上げましたアマチュア局が減って、他の無線局は全体的に増えているという状況で、全体としてはあまり変わっていないような感じになっているのですけれども、アマチュア局については、ここしばらく減少傾向でございます。まだ携帯電話が普及する前、かなり爆発的に増えましたが、その後、減少傾向になってございます。免許人が減っているというのも、アマチュア無線家が減っていることによって免許人の数がそこに反映されることが強く出ますので、こういった傾向になっているのではないかと思っています。

○村田委員 それからもう1点ですけれども、前回の平成23年、さらにもう1つ前の平成20年のときの調査と比べて、この帯域で何か前回、前々回の調

査より違っている、変わったよというようなところはありませんでしょうか。それとも全体的な傾向というのは同じだという理解で良いでしょうか。

○田原電波政策課長 こちらの周波数帯域については、どちらかというところかなり昔から同じような使われ方をしているところが多いため、大きな変化というのは起こりにくいところがございます。全体としてはアマチュア局が多く減少傾向にあるということと、先ほども申しあげました防災行政無線等の周波数利用帯域が再編をかけてきていることで260MHz帯へ集中してきている傾向がございます。あと全体として、局数として大きく反映されてきているのは簡易無線局でございます。簡易無線局をデジタル化して、登録局として簡単な手続でできるようになった関係で、簡易無線局の局数がかなり増えているということが、20年、23年と比べると、全体の傾向としては出ているところかと思えます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 では、お願いします。

○吉田代理 どうもご説明ありがとうございました。

無線通信技術が非常に進展し、それに応じて電波利用が非常に伸びて、社会的にも重要な役割を果たしてきているという状況にかんがみまして、こういった調査をされるのは非常に重要だと認識しております。総務省さんのほうとしては、そういう動向を踏まえてあらゆる周波数を見たときに、全体を最適化するよう持っていきこうという努力をされていることは認識してはいるのですが、先ほど説明はなかったのですが、外部の方のパブリックコメントの中で、こういう技術が世界的にも非常に早く進展しており、その進歩に応じた電波の最適利用を実現するという目的に資するために、調査頻度を少し増やすとか、あるいは評価項目として空間的利用の分布とか、周波数の逼迫度等々を追加するとか、更には国際動向の調査も拡充してはどうかということが書か

れていますが、やはりこれから電波の果たす役割を考えますとそういう観点は非常に重要かと思えます。多分もう想定済みではないかと思うのですが、是非そのあたりも考慮していただけたらと思えます。

それから、先ほど伺ってしまして、例えば評価結果のポイントとして、1つはマリンホーンでは平成23年度と比較して、700局余り減少しているので代替等を検討していくことが望ましいとか、あるいはもう1つ、26MHz帯のコンテナの荷役用無線は、無線局がゼロになったから見直すことが適当だと書かれていましたけれども、例えばゼロになったというのは、3年前はどれぐらいあったのかという点がちょっと気になりました。やはりこういう傾向というのは、少しロングレンジで、3年前あるいは6年前からの見通し予測で、実際にゼロになる前に、もうこれは見直す必要があるのではないかと判断できなかったのかなと感じました。先ほどマリンホーンについてそういうことが書かれていましたが、見直しを進めるタイミングは大変重要かなと思えます。一般的にはやはりそういった動向を少しロングレンジで見ながら、あるタイミングで見直しの判断をされるというふうになっているのでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思いました。

○田原電波政策課長 ありがとうございます。

まず1点目でございますけれども、調査をより具体的に、より早く少し精緻にということだと思えますけれども、こちらにつきましては、調査全体としては、電波法が対象としている周波数帯を調査するということがありますので、従来のように3年に3つに区切ってこのぐらいの粒度でやっていくというのが必要なのではないかと考えています。やり方については改善すべき部分があるかと思えます。それに加えて、電波法上も臨時の調査はできる形になってございます。昨年度開催しておりました電波政策ビジョン懇談会におきましても、今後、より電波の共用等を進めていく必要があるということなどがうたわれて

おります。そういったことを考えていくに当たって、先ほどの電波の発射状況調査ですとか、あるいはこういった臨時の調査で、特定の帯域に限ってももう少し具体的に短い期間で調査をする、具体的にはこの帯域のこのシステムがどう使われているかということにフォーカスを当てて分析して、それを移行するか、どう共用していく必要があるのかというような評価をしていくことも必要ではないかということが言われておりますので、今後周波数の共用ですとか再編を進めていくに当たって、臨時の利用状況調査等を積極的に活用していきたいと考えております。

2点目でございますけれども、マリンホーン等でございますが、前回の調査データを今持ち合わせておりませんので、具体的な数字は申し上げられませんが、確かに長いレンジで見えていくことで傾向を早目につかんで、早目に対策を打っていくことが大事であろうと思います。そこはご指摘のとおりかと思いません。マリンホーンにつきましても、減少傾向で来ておりましたので、そこをどうするのかということは、以前よりいろいろ議論があったところでございますけれども、地域によってはまだ使われていることもありますので、現在の状況まで来ました。しかし、ここまで来ると、やはり他のシステムに代替して、この周波数は他に使うことを考えていくべきではないかということで、今回書かせていただいているということでございます。いずれにしましても、そういった判断は早目にできればして、早目に移行していく、どうしても新しいシステムに換えていくのには時間がかかりますので、そういったところは、私どもとしても改善していきたいと思っております。

○吉田代理 利用状況調査につきまして、必要な場合には臨時的に行われるということで理解しました。世界的に見ても最先端を行く日本の電波利用を支援するためにも、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○前田会長 ほかには。

どうぞ、お願いします。

○村田委員 これは要望というか、意見ですけれども、この調査の根拠になっている電波法第26条の2も、結局単に調査をしましょうというのではなくて、目的としては、電波の有効利用に対する施策を総合的かつ計画的に推進するためということが目的なので、やはり帯域を3年に一度調査するにしても、例えば平成26年の調査の結果、この問題点がある、3年後の調査のときにはこういうことをやっておきたいというような目的だとか計画だとか、達成度なり何なりを次の調査では見ていくような調査にしていくことが本当は必要なのではないかと。現状分析で、多分どこかでは生かされているのだろうと思いますけれども、それが次の3年後もこういう現状分析に終わらずに、先ほど吉田会長代理のご意見にもあったとおり、非常にここは今、民間も頑張っているし、国際的にも頑張らなくてはいけないところなので、単に現状調査よりも計画、目的を立てて、その達成ができていくかという視点で報告がされたほうが望ましいのではないかと思います。

○田原電波政策課長 ご指摘ありがとうございます。

今回の結果を受けて、毎年ご報告させていただいておりますが、周波数再編アクションプランを改定し、これに従って私どもは具体的な取組を行っていくということになります。確かに次の分析のとき、前回どうであって、その結果がどうなっているというのもあわせてご説明させていただくほうがより適切なのではないかと思いますので、そういった点を改善していきたいと思っております。また、アクションプランはパブコメ後にご報告させていただきましたが、今年からは、案を取りまとめた段階で事前に一度ご説明をさせていただければと思います。

○前田会長 それは非常に結構です。

ほかにどうでしょうか。

全体的に大変膨大な調査で、膨大ではあるけれども実際に分かるのは、現在免許を受けている人たち、あるいは団体に属しているそういう免許人の人たちの現状が極めて詳細に分かるということですね。実際に今回の評価にもたくさん書かれていますけれども、何らかの評価をするためには現状の数字だけではなかなか難しいので、先ほどおっしゃられたように、他のいろいろな調査と照らし合わせた形で両方にらんだときに初めて評価ができるということが大きいのかなと思っております。今回は比較的その辺のところ少し書かれてきたかと思うので前より分かりやすくなって、要するにこの調査で分かったことなのか、あるいはその他のこととの突き合わせによって分かったことなのかということが少しははっきりしてきたのかなと思います。そういう意味では、これだけで完結して政策ができるわけでは全くないので、評価のときにその他を遠慮なく入れていただいた上で評価を書いていただくといいかなと思っております。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○松崎委員 パブリックコメントの2番目の方がとてもお怒りになっている件ですけれども、不法無線局というのが私は不勉強で良く分かりません。不法無線局の現状を簡単にご説明いただければ。

○田原電波政策課長 不法無線局は、アマチュア無線ですとか、パーソナル無線、C Bという市民ラジオの無線機等を無免許又は無許可で改造して使用し、決められたものよりも強い電力を出してしまうとか、決められた範囲とは違う周波数の電波を出してしまったり、周辺の電波を使っている、例えば警察無線ですとか、消防無線に妨害を与えてしまうというものが多かった実態がございます。最近の傾向ですと、そういうものが減ってきている一方で、海外から持ち込まれる無線機が多くなってきております。そこに悪意があるものとなないものがありまして、日本と違う電波の割当てをしているものを海外で使っていて、

あまり知識がなくて持ってきて使ってしまっただけで混信を与えたケース、あとは海外製として入ってきて売られているのですが、それがそもそも電波法に適用していますよというたが、実は適用していないというものを、ユーザーさんとしてはあまり認識せずに使って、やはりそういうのを車に乗せて使っていて、消防署の脇にとめていたら消防無線を妨害してしまったとか、航空無線に妨害が入ったとかいうケースが増えてきているというような状況でございます。そういうものに対しては、私どもの電波監視の担当官が出向いて行ったり、監視の機器を使って混信の申告があれば調査をして、見つければ排除しております。基本的にはやめてくださいと伝え、従わなければ告発をしていくというような手続をしていくのが1つと、あとは海外から違法機器が入ってくるケースが多くなっているということに対しては、そういうのを使わないでくださいという周知・啓発に力を入れているというところでございます。

○松崎委員 分かりました。告発になったケースというものはあるのですか。

○田原電波政策課長 ございます。例えば、警察と共同で取締りをいろいろな場所で行って、不適切なものを使っていた場合は告発に至る場合がございます。

○松崎委員 このコメントの方は心配しているようですけれども、一応対策はちゃんととられていますということですね。

○田原電波政策課長 そうですね。一応そこはたちごっこ的なところがございますけれども、我々としても電波監視は重要ということで力を入れてやっております。

○松崎委員 ありがとうございます。

○富永電波部長 ご参考までに、電波監視ということで重要無線通信妨害に係る申告受付は、年間365日24時間の体制を私どもは整備しております。全ての管区で受け付けるのは無理ですので、例えば夜間・休日は、関東総合通信局で全国分を受け付けるとか、いろいろ工夫してやっております。26年で申

しますと、申告件数が約2,800件でございます、それでそのうちの大体4分の1ぐらいが重要無線通信に関するものであり、警察、消防、放送、電気通信業務などに対する妨害でございました。その中でしっかりと、瞬間的に不法状態が終わるものはなかなか後フォローするのは難しいのですけれども、不法状態が続いているものについては、私ども監視部隊が現地まで出向いて行って排除するといったようなこともしております。ご参考までに。

○松崎委員 ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは特に問題となるようなポイントが指摘されたわけではありませんので、諮問第15号につきましては、諮問のとおり評価することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

以上で総合通信基盤局の審議を終了いたします。どうもありがとうございます。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

- (1) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について (諮問第16号)

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

諮問第16号、99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について、藤野地上放送課長から説明をお願いいたします。

○藤野地上放送課長 藤野でございます。

お手元の資料でございますが、表紙をめくっていただきましてまず1ページからご覧いただきたいと思っております。これは昨年の6月に諮問させていただきましたV-Lowマルチメディア放送、特定基地局の開設計画の認定の関係で諮問させていただきました。7月にそれで認定しまして、それから次に基地局を開設するという手順になっていたわけですが、1年近く経ってしまいましたが、今回はその第1号のものの申請が来たということで、予備免許についてお諮りするものでございます。

1ページをご覧いただきますと、今申し上げました株式会社VIP、これは親会社にBICという会社がございまして、エフエム東京が主導で運営している会社でございます。各ブロックごとにマルチメディア放送にあるのでございますが、3ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、日本地図があるかと思っております。緑と黄色で色分けをしておりますけれども、互い違いに各エリアブロックごとに周波数を使うというふうに行っておりまして、今回申請をしておりますが、九州・沖縄というのは、関東・甲信越、あるいは近畿、北海道とともに103.5MHzから108MHz、この帯域を使いましてサービスを行うというものでございます。本日は、今回九州・沖縄ブロックについて申請があった件をお諮りいたしますけれども、昨日、関東・甲信越の親局についても免許申請が来ておりますので、早ければ来月ぐらいには、またお諮りするような段取りになるかと思っております。

1ページ戻っていただきますと、経緯概要というところで、26年7月、こ

れは先ほど申し上げました開設計画の認定といったことでございます。7エリアに分かれてございますけれども、全てについて株式会社VIPが計画を策定して認定を受けているという状況となっております。こちらにつきまして、時間がかかったわけでございますけれども、この1年弱の間、既存のFM局、あるいは航空無線局との間の調整を進めておりまして、特に航空無線局との間で若干調整に時間がかかったということでしたけれども、九州・沖縄、それから関東・甲信越については、調整が済んだということで申請が来ている状況になっているようでございます。

2ページのほうをご覧いただきたいと思いますが、主な審査事項として3点ございます。まず(1)でございますが、これは、経理的基礎の有無ということでございまして、VIPという会社は全国体制である会社でございますので、全国体制全体についての経理的基礎を見るような形になってございます。事業収支見積りというのが表の形で2ページの右上に書いてございます。1年間、昨年から比べますと遅れた分、やや後ろ倒しになっておりますけれども、28年度には単年度黒字にしてやっていこうというふうな見積りになってございます。

具体的に申し上げますと、まず売上高のところでございますが、これはソフト事業者、VIPがハード事業者でございますので、これと別にまた展開されるものでございますけれども、ソフト事業者は、放送局設備の提供を受ける対価として放送局設備供給役務料金というものをVIPに払うことになってございます。これはセグメントごとに定額の料金を決めておりますので、設備供給が始まると、定額の料金、収入がVIPに入ってくることとなっております。これを中心に売上高となっております、これに対しまして費用というところは、技術費、要するに運用の費用でございます保守料とか、監視委託、あるいは伝送路回線の使用料といったものが入っているわけでございますけれども、

そのほか各設備の減価償却費、それから障害対策費、これはFM局ですとか、ケーブルテレビといったところに対して支払うものでございます、それから電波利用料、年間1億3,000万円ぐらいの負担になってございます、こういったものを計上しまして見積りをつくってございます。基地局の開設のために投資を行っていく必要がございます、全部で195局が計画されております。これを176億円ぐらいで整備していくわけですけれども、そのためのキャッシュフロー、資金というのが必要となるわけでございますが、この資料で申し上げますと2つ目のポツのところの説明してございます。親会社であるB I Cから借入れを行うと。既に7億ぐらい借入れをしておりますので、さらに72億円借入れをして、資金不足にならないようにするという計画になってございます。

ではB I Cがどういうふうに資金調達をするのかということですが、こちらは次の明朝体のところで説明してございます。B I Cは、現在の資本金は70億円あるのですけれども、これを100億まで増資するとしております。ところがまだ増資まで至っておりませんので、悲観シナリオで外部からの借入れを行うというふうなベースで今回の収支見積りをつくっております。具体的には、5年間で72億円の資金調達を行うということで、これは市中銀行からの借入れを行うということで、融資枠というのを設定されておまして、その中で展開していこうということでこのような計画を作成しているわけでございます。これは5年間見通される期間内では、そういった資金繰りも含めましてやっつけられるような状況になっているのではないかとということで、こちらについては適切なのではないかと我々のほうでは見立てたところでございます。

審査の内容の2つ目というのが(2)でございますけれども、これは特定基地局の開設指針への適合性というところでございます。今回は1年若干遅れましたが、基地局の計画というのは、この5年内で全部帳尻を合わせるようになっています。後ろ倒しとなった九州・沖縄や近畿もございますけれども、関東・

甲信越や東北などでは若干前倒しもして、全体として基地局の整備はきっちりやっ払いこうということでございます。それに伴いまして、世帯のカバー率も従前の元々の計画どおり、平成31年度までには基準を満たすような形でやっ払いこうということになっておりますので、こちらも適合しているということではないかと思っております。

それから(3)技術審査でございます。こちらで見ますのは、技術基準への適合、あるいはその能力があること、そして周波数の割当可能性等でございますけれども、こちらについても、いずれも適合しているのではないかと見てございます。ただ、こちらに関連しまして、先ほど調整に時間がかかった航空無線局との関係というのを申し上げましたけれども、それに関連しまして無線局を運用する際、発射する電波の運用につきまして、これをきっちりやっ払いくださいということを条件で付けようかということを考えております。具体的に申し上げますと、試験電波の発射に際しては、航空無線局の運営をしております国土交通省との連絡をきっちり組んでください、あるいは送信出力は段階的に上げていくようにやっ払いくださいというふうなものです。それから、具体的な周波数の使用に当たっては、航空無線局の運用に支障を与えたり、そのおそれがある場合には電波の発射を停止していただくという旨を付そうと考えてございます。

VIPにおける事業収支見積りを地域分計したところ、これは昨年の開設計画の認定の際にもお示しさせていただきましたけれども、全体としましては、昨年の時点と変更があまりないわけですけれども、北海道、東北、中国・四国というのは、この計画の期間内は赤字見通しとなるわけでございますけれども、関東・甲信越、あるいは近畿、九州・沖縄等のエリアの黒字でそれを補って、全国体制として、会社としては収支の見積りをつけていくという形になってございます。

それから基地局の計画を昨年の開設計画と現在見込みでどのように違うかということに対比させたところ、結論から申しますと、近畿、九州・沖縄がやや後ろ倒しとなるわけでございますけれども、ただ、平成30年度末のところでは従前の計画どおりの展開としようということでございます。平成30年度末には全部帳尻を合わせるという形になってございます。後ろ倒しもあるわけでございますが、関東・甲信越、あるいは東北などのエリアでは、若干前倒しもするようになっており、平成30年度末ではカバー率も変わっておりません。特に開設指針との関係で申し上げますと、関東・甲信越では例えば80%以上、近畿も80%以上、東海・北陸や九州・沖縄、北海道では70%以上、東北や中国・四国は60%以上の世帯カバー率を実現してくださいというのは開設指針の内容でございましたけれども、これは開設計画時点でもそうでしたが、現在の見込みでも、これを全て上回る形で見込みがなされているというところがございます。

今回ハード事業者であるVIPについてのお諮りをさせていただいているわけでございますが、何といたしまして、この事業についてキーを握るのは、ソフト事業者のコンテンツでございます。そのソフト事業者の準備状況についてご説明いたします。ソフト事業者につきましては、今回、関東・甲信越のエリア、それから九州・沖縄について、親局の申請が出てきている段階になっておりますので、明日から募集を1カ月間行うことにしております。官報の公示によってこれを行うことにしておりますけれども、具体的な準備というのがエフエム東京グループにおいても行われております。

各エリアについて、この事業の展開に使える周波数の帯域、地デジと同じような言い方で9セグメントという言い方をしておりますけれども、9セグメント分あるわけです。エフエム東京のグループでは、それを6セグメント占めるような形でソフト事業者を準備されております。具体的には北海道、東北地方

では北日本マルチメディア放送、関東・甲信越では東京マルチメディア放送というように、6つの会社をつくっております、東京マルチメディア放送は持ち株のB I Cが基本的に投資をされるのですが、ほかの会社は、地元のいろいろな企業などに投資を募った形で会社を形成しようというふうに準備しておられます。この会社が、少なくとも手を挙げようということで準備されているふうに伺っておりますけれども、ここに具体的な番組、コンテンツを提供する事業者についても準備がなされております。

株式会社アマネク・テレマティクスデザイン、こちらはエフエム東京などが準備をされている会社でございますけれども、自動車ドライバー向けにドライブ情報、気象情報、災害情報等のコンテンツを提供するということで準備を進められております。それから、固定向けとしましては、T O K Y O S M A R T C A S T株式会社というところで、先般の制度整備で実現するようになりましたハイレゾの音楽とか、そういったものを準備していこうということで、こういった会社の準備もなされております。それから端末です。新しい方式での放送になりますので従前の端末が使えませんが、新しい受信端末を用意していかなければなりません。

これにつきましては、V I P自身の計画ではスマホやタブレット型の端末を準備していこうとなっております。それから、通常のスマホもW i - F i機能がついておりますから、そこに橋渡しをするようなW i - F iチューナー、これは放送波で受けたものをW i - F iでスマホの受信機に放送内容を伝えていくという機能を持つわけでございますが、これを7年間で100万台無償配布しようということで、作成しているのは日本アンテナという会社でございますが、それを持ち株のB I Cが配布するというところでございます。ドコモショップを利用しようということで計画を進められており、そういった体制を組まれております。それから、車載器についても準備をされています。簡易端末もご

ございます。これは災害時などでは自動起動するような機能もついているものでございますが、こちらにも既に製品ができていて、これを販売する準備を進められているということでございます。それから、デジタルサイネージといったものも用意されていると伺っているところでございます。

これはソフト会社、先ほど募集していると申しあげましたけれども、応募する会社が出てきまして、また認定という手続になりましたら、これについても改めてこちらの審議会にお諮りさせていただきますが、いろいろな番組がこれから想定されると思いますけれども、その中で魅力のあるサービスというものが開拓されていけば、この事業も何とか立ち上がっていくのではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○吉田代理 お尋ねしたいのですけれども、特定基地局の整備は平成27年度から始まるわけですけれども、実際上は平成30年度にほとんどの局が整備されると理解いたしました。ということは、やはりこれは経済的な問題とかコンテンツなどの準備に少し時間がかかるので、平成30年度に最終的に全国的にたくさんの局を整備して本格的なサービスを始めようという計画になっているのでしょうか。

○藤野地上放送課長 基地局のエリア展開というのは、早ければ早いほどサービスを立ち上げていくのは良いのですが、投資資金も必要です。先ほど資金はどんな調達をするのかというのを申しあげましたけれども、あそこで申しあげた内容プラス放送による収入というのがないと回っていかないのです。ですので、サービスを立ち上げて、収入を上げていきながらそれをまた投資に回して

いくという展開になりますので、それを平成30年度末までに、先ほど申し上げた世帯カバー率を実現するようなペースでやっていこうと計画されているということでご理解いただきたいと思います。

○吉田代理 お金さえあれば、もう少し早く整備可能なのですね。貴重な電波を確保されていますので少しでも早く出来ないかと思った次第です。

○藤野地上放送課長 そうですね。

○吉田代理 分かりました。

2つ目の質問ですけれども、先ほどおっしゃいましたようにコンテンツが非常に重要であるということで、2つのプロバイダをご紹介いただきました。これまでVHFのアナログテレビに使っていた貴重なチャンネル、周波数をこのサービスに充てようということなので、電波の有効利用という観点からも是非国民にとって有益な情報がたくさん提供されるといいなと思います。是非そうなるように頑張っていただければと感じました。よろしく願いいたします。

○藤野地上放送課長 各社で想定していますのは、やはり広告放送ですので広告として魅力があると広告主のほうに思っていたような番組にしなくてはいけないわけです。そういったことで努力をやっていただきたいと思っているところでございます。

○吉田代理 どうもありがとうございました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

お願いします。

○村田委員 私も、今の吉田会長代理の発言に重なるのですけれども、ここは、東北の震災のところを除くと2011年7月に地デジ化を進めて、空けた帯域になるわけですね。地デジ化というのは、多分放送とか通信の歴史の中で、あまねく国民がある種の犠牲というか、対価を支払ったという大変なことだったと思うのですが、今のところここがせっかく空いたけれども使われていない

ということになるわけです。それで、昨年6月のときの審議で、若干そこでも話が出たかと思いますが、5年後に確実に有効活用しようという中で、計画がその時点でもかなり5年目に集中していて、ここでまた今日のお話を伺いますと、最初の1年が少し遅れたということですが、その理由は、航空無線との調整、これはものすごく重要なことですので、そこを端折ってはスケジュールどおりでも意味があると思わないので、そこで十分な調整をしたということは絶対必要なことだと思います。ただ、当初の計画が5年目に集中している上にさらにちょっとお尻のほうに負荷がかかって、問題は大丈夫だろうというお話ではありますが、やはりちゃんと実施されるかどうかを今まで以上にウォッチしていただかなければいけないだろうと思っています。

それからもう一つ、収支のところの見通しが、これは昨年6月のときの説明でもあったと思いますが、全体で見ると赤字の地区もあるけれども、主に関東・甲信越のところのプラスで全体としては黒字に持っていくということで、健全な利用計画であろうということだったので、ポイントは、全体の5年計画もさることながら、その中で関東での計画がちゃんとできるかどうかというところが割と大きなポイントだろうと思うのですが、その部分は大丈夫ですかね。

○藤野地上放送課長 順番に申し上げますと、まず計画のフォローアップですが、開設計画についてのフォローアップというのをすることになっておりまして、順次報告をいただいくことになっております。実はまだ無線局は開設しておりませんでしたけれども、フォローは今までいただいているのですね。まだできていませんということだったので、これをきっちりこちらでも拝見させていただきまして、計画の着実な遂行、できるところは前倒しも含めてということをやっただこうと思っています。

それから、全体のエリアの関係での関東・甲信越でございますけれども、先

ほど放送局設備供給役務料金としてVIPが収入を得られるということを申し上げましたけれども、ワンセグ当たり幾らと定額で料金を設定されています。例えば関東・甲信越エリアですと、ワンセグ当たり5億4,800万円、これが、本当は9セグなのですが、6セグでちゃんと放送をやる時は5億4,800万掛ける6が収入になります。これは各エリアによって料金を変えております。というのは、考え方としましては、カバレッジ、その世帯数によって広告上の価値も変わるだろうということで、かなりそういった意味では、収入の重点も関東に置いているのは事実です。ここの態勢というのは、先ほどのコンテンツのところでもやはりそれなりに準備なんかもある程度うまく、早く来ているわけです。ですので、ここをきっちり立ち上げていこう、そこで確実に収入を上げていこうということをVIPのほうでも計画されているとは思っております。ですので、そのところで間違いがないように、我々のほうとしてもフォローアップさせていただこうと思います。ありがとうございます。

○前田会長 ほかはいかがでしょうか。

○松崎委員 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ。

○松崎委員 2社以外の社についてのプロフィールはまだ分からないのですか。

○藤野地上放送課長 1社は、駐車場情報ですね。そこが今準備をされていると伺っております。それからもう1つは、広告販売促進を元々やろうというところが準備されているのですけれども、電子チラシとか、移動中の近隣のところのお店とか何かの情報が入ってくるようにしようとか、そういったことなんかも企画されているところで、あと、チラシだけではなくてそれに伴ってクーポンをつけるとかということも企画されていると伺っております。

○松崎委員 ありがとうございます。例えば医療とか介護関係の企業に向けて、儲からないかもしれないけれども、介護・医療情報を提供する番組のスポンサ

ーシップをお願いできませんかというアプローチをしてもらうようなサジェス
ションをすることはできませんか。

○藤野地上放送課長 そうですね。介護とか、そういったいろんなニーズに応
えられるようなことをということでしょうか。

○松崎委員 最初から儲からないからやりませんではなくて、そういう業界の
スポンサーはいるのだから、そこに行ってスポンサーになってもらって、そう
いう情報が本当に喉から手が出るほど欲しい人に情報をあげましょうというア
プローチがあると思います。あとは東北が遅れていて赤字ですが、被災者で、
まだ仮設にいる人などにとって有益な情報、例えば低利の融資をここでも受け
られるとか、このアパートの空いているところは被災者優先で住まわせてあ
げますという情報を伝えてあげたい。そこで、地域の不動産業界の連帯広告と
いう形でスポンサーになってもらうやり方もありますよというようなことをサ
ジェストできるといいと思うのですが。

○藤野地上放送課長 例えば東北地方でしたら東北地方を統括した形で、ソフ
ト事業者、募集する中で出てくると思いますので、そういったところにご指摘
いただいたような要請などについて、注意喚起という形でやってみたいと思
います。

○前田会長 ほかに何かあるでしょうか。

大変大きなプロジェクトの中のパーツパーツがだんだんできてきてというこ
とで、それ自体が非常に喜ばしいことですが、先ほど吉田会長代理から
もお話が出たように、ソフト事業者いかんによってこれ全体の成否が最後のほ
うで決まるということになるので、これからも大変だと思います。特にこれは
一方向の放送という形態なので、どうしても双方向通信に対するハンディキャ
ップを負っているけれども、もちろんその代わり速いとか、一斉に送信できる
とか、特徴があるので、そういったことで勝てるソフトがたくさんできてくれ

ればあっという間に大きなビジネスを生み出すようなことになるのかなという
気もいたします。総務省さんとしては、是非全体をうまくリードしていただき
て、このプロジェクトがうまくいくようにしていただきたいと思います。よろ
しくをお願いします。

予備免許について何か異議があるような状況にはないので、諮問第16条に
つきまして、諮問のとおり予備免許を与えることが適当である旨の答申を行っ
てはいかがかと思いますがよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してく
ださい。

(2) 日本放送協会所属基幹放送局の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設
備の変更について (諮問第17号)

○前田会長 それでは続きまして、諮問第17号、日本放送協会所属基幹放送
局の中波放送を行う基幹放送局の電気通信設備の変更について、久恒放送技術
課長から説明をお願いいたします。

○久恒放送技術課長 放送技術課長の久恒でございます。諮問第17号につい
てご説明申し上げます。お手元の資料のパワーポイントのほうをご覧ください。

1枚めくっていただきまして2ページ目からご覧いただきたいと思います。
最初に概要でございますけれども、これは本年3月にも諮問し、答申をいただ
きましたNHK大阪放送局と同様な設備変更の諮問でございます。NHKは、
NHK札幌第1放送局の24時間放送を行っています。今回の変更により、N
HK札幌第1放送局の保守点検時においても停波することなく、24時間放送

を継続することを可能にしようとするもので、NHK札幌第2放送局の送信設備の設置場所に、NHK札幌第1放送局の予備装置を新たに設置することを希望したいという申請でございます。NHK札幌第1放送局というのは総合放送でございます。一方、第2放送局は教育放送でございますけれども、第2放送は24時間の放送ではなく、深夜の24時に終わりをまして、朝6時からまたスタートするといった運用を行っており、大体6時間ぐらいの休止時間がございます。その休止時間の間に、NHK第1放送局の保守点検時に代替設備として利用するという内容のものでございます。

具体的にどのような電気設備の変更になるかということが下に記載した電気設備の構成の図でございますが、変更前が左の図でございます。演奏所から中継回線を経て放送局の送信所まで番組が流れていくという構成になっています。変更後が右の図でございますけれども、水色の部分に示すとおり、NHK第2放送局の送信設備の設置場所にNHK第1放送局の4つ目の装置である第2予備送信機を加えようというものでございます。

続きまして3ページ目をご確認お願いいたします。周波数・空中線電力の関係でございますが、変更前は真ん中の列に記載しましたとおり、567kHzの周波数で、空中線電力100kWの運用がされているものでございますが、予備送信機としては10kWのものが備えられていたということでございます。10kWのところには注が付してございますけれども、この空中線電力は故障の場合に限って使用するというようになっておりますが、減力して放送している旨を放送の中で伝えてくださいという条件を付している状況でございます。変更後は右端のものでございますけれども、通常100kW、それから予備送信機の10kWのほか、第2予備送信機の90kWを加えるものでございます。今回の設備を加えることによって、使用可能になる出力を書き加えたというものでございますが、この90kWを使用する場合は、注3にございますよ

うに、この空中線電力は、真にとめなければならない保守点検や補修等を行うときの使用に限定する旨を付したいと考えております。また、無線設備の設置場所、真ん中の段でございますけれども、NHK第2放送局が北海道の江別市にございますので、予備送信所としてこれを加えるものということでございます。なお、スクエアブランケットの中には、エリア内の世帯数が記載されているものがございますが、上段に示す100kWの送信所のエリア内で約220万世帯でございます。変更後につきましては、下段でございますけれども、90kWのエリア内では、214万世帯ぐらいをカバーすることになっているという試算がございます。この相違は空中線電力のパワーの違いによるものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。これは放送法の中で規定しております安全性・信頼性に係るものを概観したものでございます。左端の予備機器等と記載されたところ、(1)でございますが、この欄でいきますと、今度は右のほうに目を移していただきますと、大まかには番組送出設備、中継回線設備、それから放送局の送信設備というそれぞれのところがございますけれども、これは、例えば番組送出設備を二重化して持ってくださいとか、中継回線設備を二重化してくださいという内容のものでございます。今回の設備変更の申請は、放送局の送信設備の親局につきまして、ここは既に二重化は図られているところですが、いわば黄色のところを二重丸にするような内容のもので、さらにラジオの強靱化を図るという申請が行われているものでございます。

続きまして5ページ目のご確認をお願いいたします。1項目目、送信設備の安全・信頼性確保のための措置でございますけれども、放送法施行規則第104条の規定を十分に満足しているものと考えてございます。具体的には1つ目のポツでございますけれども、これまで送信機が故障した場合に備えまして、空中線電力100kWの代替送信機及び空中線電力としての10kWの予備送

信機を設置していたところでございますけれども、今般さらに安全性、それから信頼性を確保するというので、NHK第2放送局の送信設備を予備として使用する場合、90kWに減力することになりますけれども、第2予備送信機として整備することによって、NHK札幌第1放送局の24時間放送が確保されるということで、安全性・信頼性が一層向上するものと考えてございます。それから2ポツ、3ポツがございますけれども、こちらの措置内容については特段の変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

以上になりまして放送法第112条の規定に適合している変更と考えまして、許可をいただきたいと考えてございますけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは本件につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○吉田代理 1つだけよろしいですか。

○前田会長 どうぞ。お願いします。

○吉田代理 全然異論ではなくて確認ですけれども、先ほどのご説明で、3ページでしたでしょうか、変更のところ10kWとか90kWに減力したときに、減力して放送を実施している旨のアナウンスを行うことになっていましたけれども、そのアナウンスが聞こえるのは減力してもちろん聞こえている人だけで、減力したことによって聞こえなくなる人には聞こえないというか、その情報は伝わらないと理解してよろしいのでしょうか。やはり事前に減力がアナウンスできていれば良いのですが、故障して突然減力されたときには聞こえなくなった人には伝わらないのですかね。

○久恒放送技術課長 非常事態が起きた場合にはそうならざるを得ないので、減力する前にあらかじめ説明する措置というのは大変重要だと思いますし、ここはまた一つ踏み込みますが、現在はスマホでの視聴ということもございます

ので、いろいろな手段により、NHKさんもラジオだけではなくほかの媒体も
ございますから、いろいろなものを総合的に使いながらの周知広報ということ
は可能ではないかと思えます。

○吉田代理 ありがとうございます。

○前田会長 それではよろしいですか。信頼性等が向上することが極めて明らか
なので、特に異論は無いのではないかと思えますが、もしよろしければ諮問
のとおり変更することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思
いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。
答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してく
ださい。

以上で情報流通行政関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成27年7月8日水曜日15時を予定しておりますので、
よろしく願いいたします。

以上で閉会です。どうもありがとうございました。